

令和6年11月21日

健康福祉委員会追加資料

3 所管事務の調査（報告）

（2）第2期川崎市再犯防止推進計画（案）の策定について

<追加資料>

- ・就労確保の取組の他都市状況について
- ・刑法犯検挙者中の再犯者数、再犯者率（令和4年）

健 康 福 祉 局

第2期川崎市再犯防止推進計画（案）の策定に関する追加資料

1. 就労確保の取組の他都市状況について

川崎市（生活自立・仕事相談センター事業（だいJOBセンター））：就職率 52%

→上記データと同条件で他都市比較できる就職率のデータは無し。

刑法犯検挙者中の再犯者数、再犯者率（令和４年）

政令市名	検挙人員	うち再犯者	再犯者率
札幌市	3,045	1,410	46.3
仙台市	1,324	625	47.2
さいたま市	1,552	814	52.4
千葉市	1,124	584	52.0
横浜市	4,009	2,082	51.9
川崎市	1,450	785	54.1
相模原市	640	313	48.9
新潟市	1,058	571	54.0
静岡市	882	418	47.4
名古屋市	5,004	2,585	51.7
京都市	2,182	1,158	53.1
大阪市	5,986	3,273	54.7
堺市	997	510	51.2
神戸市	2,725	1,514	55.6
岡山市	1,408	768	54.5
広島市	1,792	955	53.3
北九州市	1,836	929	50.6
福岡市	2,528	1,211	47.9
熊本市	938	436	46.5

- 1 再犯者率の元データは、警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものです。
- 2 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有する者をいいます。
- 3 犯行時年齢が20歳以上の者を計上しており、少年は含まれません。
- 4 全ての検挙者ではなく、一般の刑法犯と覚醒剤取締法、麻薬取締法、大麻取締法による検挙者であり、その他の法令違反に係る検挙者は含まれません。
- 5 警察署の管轄には、他の市区町村が含まれている所もあります。
- 6 本資料は、本市が、再犯防止推進法に基づき実施する施策を企画・立案・実施する際の基礎データとして利用する目的で入手したものであり、目的外使用は禁止します。